

議案第10号

京田辺市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部
改正について

京田辺市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のとおり定める。

令和7年2月19日 提出

京田辺市長 上村 崇

(提案理由)

本件は、子ども・子育て支援法が改正され、妊婦のための支援給付が創設さ
れることに伴い、所要の改正を行うため、提案するものである。

京田辺市条例第　　号

京田辺市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例（案）

京田辺市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（平成27年京田辺市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、法第13条第1項」を「、法第10条の5若しくは第13条」に改め、「。以下この号において同じ」を削り、「又は法第13条第1項」を「又はこれら」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

京田辺市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>(過料)</p> <p>第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 正当な理由なしに、<u>法第10条の5若しくは第13条</u>（法第30条の3において準用する場合及び子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）附則第6条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、<u>又はこれら</u>の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>(2) 及び (3) (略)</p>	<p>(過料)</p> <p>第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 正当な理由なしに、<u>法第13条第1項</u>（法第30条の3において準用する場合及び子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）附則第6条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。<u>以下この号において同じ。</u>）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、<u>又は法第13条第1項</u>の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>(2) 及び (3) (略)</p>	子ども・子育て支援法の改正に伴う妊婦のための支援給付に係る過料規定の整備